

令和4年度

地域防災計画※改定の趣旨、進め方について

(※長野市地域防災計画及び長野市水防計画)

令和4年10月25日

長野市防災会議

1 長野市地域防災計画改定の経緯

実施年度	内容	修正経緯
昭和43年度	防災計画策定	長野市地域防災計画策定(昭和62年度に水防計画策定)
		昭和51年度から平成18年度までに8回見直し
平成24年度	全体見直し	東日本大震災による教訓、町村合併による広域化等を反映した被害想定や防災ビジョン等の見直し(平成23年度に防災アセスメント※を実施)
平成26年度	一部修正	指定緊急避難場所の指定、避難行動要支援者名簿の作成等の追加
平成27年度	一部修正	氾濫危険水位等の見直し 等
平成29年度	全体見直し	風水害に関する被害想定の変更による見直し(平成27年度・28年度に防災アセスメント※を実施)
令和3年度	一部修正	①法改正による避難情報等の運用見直し(R3) ②千曲川河川事務所による千曲川基準水位の見直し(R2)
令和4年度	全体見直し (予定)	防災アセスメントによる災害危険性の再評価等の見直し及び令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等を踏まえた見直し(令和3年度に防災アセスメント※を実施)

※本市における防災アセスメントとは、地域防災計画の見直しに先立ち、その時点における**災害危険性等を調査し評価するもの**。

※長野市は、おおむね5年ごとに全体見直しを実施している。

2 令和4年度における経過

期日	内容	説明
(4月18日)	長野市地域防災計画・水防計画見直し業務委託の締結	R3防災アセスメント業務委託受託者と契約 (委託先:国際航業(株)長野営業所)
～6月末	全体見直しに向けた課題の整理	防災アセスメント等による修正課題の整理、新たな災害対策制度の導入検討、各種災害対策の再検討 等
～8月21日	地域防災計画・水防計画 素々案(たたき台)の作成	上記による課題の整理を踏まえた素々案(たたき台)の作成作業
8月22日～ 9月2日	長野市地域防災計画素々案 (たたき台)の確認依頼	庁内及び防災関連機関等へ素々案(たたき台)を送付し修正意見をいただいた
～9月14日	地域防災計画・水防計画 素案(意見反映版)の作成	素々案(たたき台)の修正意見を踏まえた素案(意見反映版)の作成
9月15日～ 27日	長野市地域防災計画素案 (意見反映版)の確認依頼	庁内及び防災関連機関等へ素案(意見反映版)を送付し修正意見をいただいた
～9月30日	地域防災計画・水防計画 素案の作成	素案(意見反映版)の修正意見を踏まえた素案の作成
10月7日	防災会議幹事会	地域防災計画・水防計画(素案)の協議
10月25日	防災会議	地域防災計画・水防計画(素案)の協議

3 令和4年度計画修正の趣旨

(1) 経緯

令和3年度、①災害対策基本法改正に基づく避難情報等の運用見直し、②千曲川避難判断水位等の見直しを反映して計画を部分的に修正

全体的な見直しは、平成29年度の計画修正から5年が経過

令和4年度中に全体的な見直しを実施

(2) 全体的な見直しを行う主な事項

- ①令和3年度に実施した「防災アセスメント」調査結果
- ②防災関係法令改正、防災基本計画等の修正
- ③長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合
- ④令和元年東日本台風災害検証報告書の課題等
- ⑤その他

(3) 計画修正に必要な手続き

- ①長野市防災会議(市長=会長)が決定
- ②長野市防災会議幹事会(防災監=幹事長)で事前協議
- ③パブリックコメントを実施し市民意見を聴取
- ④パブリックコメント実施の前と後に部長会議で了承
- ⑤必要の都度、政策説明会等で議会へ説明
- ⑥市議会特別委員会へ検討経過等を報告
- ⑦その他

※令和4年度長野市地域防災計画及び水防計画見直し業務委託
⇒国際航業株式会社(令和3年度防災アセスメント業務委託受託者)と契約

4 見直しを行う主な事項の内容

(1) 「防災アセスメント」調査結果を踏まえた修正

- ・県管理河川の想定最大規模降雨による浸水想定区域の変更
- ・令和元年東日本台風災害を踏まえた災害危険性の再評価(被害想定)
- ・前回調査以降の経年変化等を反映した災害危険性の再評価(被害想定)
- ・内水氾濫による浸水想定区域の危険性(被害想定)

(2) 防災関係法令改正、防災基本計画等の修正

- ・個別避難計画の作成
- ・広域避難に関する事項
- ・新型コロナウイルス感染症対策
- ・その他の施策

(令和3年5月に修正された項目)

災害対応業務のデジタル化推進、福祉避難所の活用、大雪による車両滞留対応、「流域治水」推進ボランティア・NPO法人等と連携・協働の促進、実践的な防災教育の推進、被災者支援制度活用による生活再建、女性の視点を踏まえた対策の推進
ほか

(3) 長野県地域防災計画、長野県水防計画との整合

- ・令和元年東日本台風災害の振り返りに基づく事項 (令和2年度の主な修正)
マイ・タイムラインの普及、適切な防災行動の周知、流域治水への転換、避難所の環境改善(TKBの充実等)、物資調達の迅速化、円滑なボランティア活動のための協力体制の充実、在宅避難者、多様な避難先へ避難した者の把握等
 - ・南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する事項 (令和元年度の主な修正)
- ほか

(4) 令和元年東日本台風災害検証報告書の課題

5 検証報告書について

(1) 検証の目的

令和元年東日本台風における長野市の災害対応について、避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を検討することで、今後の防災対策や災害対応につなげていくことを目的とする。

(2) 検証の範囲

検証にあたっては、災害警戒本部を設置した令和元年10月11日(金)から、すべての避難所を閉鎖した同年12月20日までの長野市の災害対応を対象とする。

(3) 検証の方法

避難行動に関する市民アンケート、災害対策本部各班の対応状況、及び、市職員の意見をもとに課題を抽出し、改善策等を検討する。

■ 災害対応の検証 41項目 (課題と改善策の数: TOTAL194)

1 災害への警戒(4)	12避難所の選定・開設(8)	22食事の支援(13)	32避難者、被災者への支援 情報提供(3)
2 災害対策本部(5)	13避難所の運営(18)	23その他の支援(4)	
3 気象・水位情報(2)	14避難所の閉鎖(3)	24災害応援協定(7)	33広報・報道対応(1)
4 被害情報(5)	15福祉避難所(4)	25受援(6)	34災害廃棄物(8)
5 避難情報の発令・伝達(7)	16避難所以外の避難者への 対応(4)	26NPO法人、ボランティア(6)	35堆積土砂の撤去(2)
6 避難行動要支援者(4)		27り災証明書(5)	36被災家屋等解体撤去(1)
7 要配慮者利用施設(5)	17避難者のリフレッシュ(3)	28応急仮設住宅、応急修理 (4)	37職員の災害対応従事(6)
8 救助・応援要請(5)	18医療・健康管理(10)		38被災事業所支援(2)
9 遺体の安置・引渡し(2)	19入浴の支援(2)	29給付金、税の減免(5)	39農業支援(1)
10交通規制・道路啓開(2)	20仮設トイレの支援(4)	30生活必需品の支援(3)	40職員間の情報共有(2)
11ライフライン・インフラ(4)	21物資の支援(8)	31災害相談窓口(3)	41その他(3)

6 検証報告書の課題を計画に反映する考え方

令和元年東日本台風災害検証報告書における「課題と改善策」

庁内調整済みの
改善策

引き続き検討を
要する改善策

※単純に、3つのいずれかに分けるものではない

災害対応業務の
骨格の変更

災害対応業務の
手法の変更

更に検討が必要な
課題・改善策

地域防災計画に反映

マニュアル見直し
現場対応で解決

継続検討

【例】

専門チームの位置づけや役割を定める。チームリーダーは本部会議に出席し発言できる体制にする。

【例】

避難者や被災者への対応で、重要な事項は速やかに全職員に伝達共有する。
行政機関や報道機関等、専用の電話番号を設ける。

【例】

職員の業務量に偏りがあったので他市応援職員を含めて調整し負担を平準化する。

7 計画に反映する主な事項

ア. 検証報告書に示した「主な取組8項目」

災害対策本部について	本部に災害対応の専門チームを立ち上げ迅速な災害対応につなげる
避難情報の発令・伝達について	本部・支所・地区が連携できる仕組の構築。避難情報発信の強化
住民の避難について	住民意識の変化を促す。避難行動要支援者の避難支援体制の充実
避難場所・避難所の開設について	避難場所・避難所を早く多く開設。自主避難所の把握
避難所の運営について	全庁的な職員動員。地域や避難者の避難所運営への参加。課題への対応方針
避難所以外の避難者について	早期に調査・把握し情報や支援を届ける。ネームプレート等の証の発行
廃棄物搬出、堆積土砂除去について	廃棄物仮置場の平時利用調整と早期設置。土砂撤去専門チームの設置
避難所の閉鎖について	統合避難所での準備期間確保。閉鎖時期の慎重な検討

イ. 検証報告書に「計画の見直し」を記載した項目（上記8項目以外）

交通規制、道路啓開	山間部幹線道路の通行止めによる帰宅困難者対策
避難者のリフレッシュ(二次避難)	改善策を踏まえて、担当する班や業務の流れを計画に定める
入浴の支援	支援を計画に明記するとともに入浴施設までの移動手段も定める
仮設トイレの支援	簡易水洗型仮設トイレを早期設置する方法を事前に計画する
物資の支援	物流拠点の確保。個人・中古品を受け入れないこと等を計画で明確にする
食事の支援	自衛隊の炊き出し担当が不明確。献立栄養管理担当班を計画に定める
避難者の移動支援	車を失った避難者の移動支援策を計画に明記する
避難者等の個人情報	個人情報を保護するため避難所や庁内の共有方法も含め計画に明記する

8 主な改定スケジュール(予定)

月日	内容	説明
10月7日	長野市防災会議幹事会	地域防災計画(素案)を協議
10月25日	長野市防災会議	
11月1日	部長会議	地域防災計画(案)とパブコメの実施を決定
	支所長会議	
11月2日	市議会特別委員会	地域防災計画(案)に対するパブコメの実施について説明
11月8日	政策説明会	
11月9日	記者会見	
11月21日～12月20日		市民意見等募集(パブリックコメント)実施
2月10日	長野市防災会議幹事会	パブリックコメントを反映させた地域防災計画(案)を協議
2月20日	部長会議	
2月21日	長野市防災会議	地域防災計画改定を決定
3月中旬	市議会特別委員会	地域防災計画改定を公表※
3月23日	記者会見	
4月1日～	改定後の計画期間スタート	

※防災会議構成機関へ送付、市民周知(ホームページ掲載)、県へ報告

参考：長野市防災会議について

<地域防災会議>

当該地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、防災会議を置く。

防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて当該市町村の条例で定める。

(根拠法令)災害対策基本法第16条

<長野市防災会議条例>

防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

①長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

②水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

③市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。(④⑤略)

防災会議は会長及び委員をもって組織し、会長は市長をもって充てる。

防災会議に幹事を置く。幹事は防災会議の所掌事務について委員を補佐する。

(根拠法令)長野市防災会議条例第2条、第5条

長野市防災会議	委員(会長含む)	幹事	事務局
(令和4年10月現在)	59名	35名	総務部危機管理防災課

防災会議の主な委員構成

国：陸上自衛隊13連隊、長野財務事務所、関東農政局、長野気象台、信越総合通信局、林野庁北信森林管理署、長野国道事務所、千曲川河川事務所

県：長野地方振興局、長野建設事務所、土尻川砂防事務所、長野中央警察署、長野南警察署

防災関係機関：長野東郵便、JR長野支社、NTT長野支店、赤十字社長野支部、NHK長野放送局、中部電力、長野都市ガス、交通機関、TV放送局

学識経験者：県立大学、長野高専、長野赤十字病院、住民自治協議会、消防団

市：市長、副市長、教育長、上下水道管理者、部局長

(幹事は、委員の所属団体等からの推薦により任命・指名)